

岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 市町村域水道事業の業務の標準化に伴い、使用水量の認定及び料金等の減免に係る規定の整備を行います。
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行します。